



監督署からのお知らせ (2023年1月)

石巻労働基準監督署

令和5年1月17日

新しい年がスタート 労使一丸となって労働災害ゼロを目指しましょう!

《 令和5年に入り、死亡災害が連続発生! 》

トラックなどによる巻き込み、逸走の防止徹底をお願いします!! 》



ルールを守って、安全運転を!

令和5年に入って間もないものの、既に死亡災害が2件発生しています。1件はダンプトラックが付近を通行する労働者に気づかずに左折し、轢いてしまったもの、もう1件は無人のトラックが何らかの原因で逸走し、付近で作業していた労働者が轢かれてしまったもので、いずれも車両系荷役運搬機械等に関連する災害です。

痛ましい事故をなくすため、**車両、通行者の双方とも十分に周囲に注意し、交通法規、構内ルールを遵守し、特に、車両から通行者が又は通行者から車両が確認された場合は安全の徹底をお願いします。**

なお、車両系荷役運搬機械等においては、作業に係る場所の広さ・地形、車両の種類・能力、荷の種類・形状などに適切に応じた**作業計画（運行経路、作業方法を含む。）**を定め、関係労働者に周知するとともに、**作業指揮者を定め、その者に作業計画に基づく作業指揮を行わせることが必要です**（労働安全衛生規則第151条の3～同規則第151条の4）。

また、**車両の運転者が運転位置から離れる際には、荷役装置（例：フォークリフトのフォーク）を最も低い位置に置く、エンジンを止め、ブレーキを確実に掛けるなど逸走防止の措置を講じることを徹底願います**（同規則第151条の11）。



労働安全衛生規則

ほかにも、様々な規定がありますので、労働安全衛生関係法令にてご確認ください。

《 石巻署管内の労働災害発生状況 》

< 令和4年 労働災害発生状況 (令和4年12月末時点) >

業種	令和3年確定値		令和3年1～12月		令和4年1～12月		3年と4年との比較		
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	うち死亡
全業種	462	3	439	2	786	2	347	79.0%	0
製造業	125	1	121	1	160	1	39	32.2%	0
うち食料品製造業	79	1	78	1	73	0	-5	-6.4%	-1
うち水産食料品	68	1	67	1	60	0	-7	-10.4%	-1
建設業	79	0	76	0	99	0	23	30.3%	0
土木工事業	37	0	36	0	51	0	15	41.7%	0
建築工事業	33	0	31	0	38	0	7	22.6%	0
その他の建設業	9	0	9	0	10	0	1	11.1%	0
陸上貨物運送事業	28	2	27	1	33	0	6	22.2%	-1
商業	69	0	68	0	44	0	-24	-35.3%	0
うち小売業	51	0	50	0	36	0	-14	-28.0%	0
保健衛生業	56	0	48	0	371	0	323	672.9%	0
うち社会福祉施設	31	0	24	0	188	0	164	683.3%	0
上記以外の業種	105	0	99	0	79	1	-20	-20.2%	1

労働災害統計
石巻署分も掲載

Safework 向上宣言

引き続き、新型コロナウイルス感染症による労働災害が多く発生し、その結果、令和4年12月末時点で、**全業種での前年同月比は79.0%増**と11月末時点よりも更に増加率が上昇しています。また、業種別では、これまで前年同月比で減少にあった建設業においても増加に転じたところであり、今後は全業種での著しい増加が懸念されるところです。

今からでもまったく遅くありませんので、安全・安心のための対策を開始し、令和5年をゼロ災で終わられるよう、労使一体となってお取り組み願います。

「Safework 向上宣言」にまだ取り組まれていない企業においては、同宣言の取組を是非願います（右上のQRコードからご確認ください。）



《 4月から新たな化学物質規制が導入されます。的確な理解と適切な管理をお願いします 》

国内における化学物質は数万種類あり、化学物質が原因の労働災害やがんなどの遅発性疾患も多く発生しています。化学物質による労働災害（がんなど遅発性疾患を除く。）の原因となった化学物質の多くは特定化学物質障害予防規則などの対象外であることから、今回、**規制対象外の有害な化学物質を主な対象に、新たな規制が行われます。**令和5年4月から施行される主な内容は、次のとおりです。

リスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減や労働者からの意見聴取、記録・保存

皮膚などの健康障害のおそれがある化学物質の製造・取扱

時の保護メガネ、不浸透性の保護衣、保護手袋などの使用

衛生委員会での化学物質の管理状況の調査審議

下の図を含めて、厚生労働省のサイトはこちらから



がんなど遅発性疾患の把握時の医師

からの意見聴取、労働局長あて報告

リスクアセスメント結果と措置内容

の関係労働者への周知、記録・保存

リスクアセスメント対象物のうち、

がん原生物質の作業歴の記録・保存

職長等教育を行うべき業種拡大（食

料品製造業、新聞業・出版業・製本・

印刷物加工業）

SDSの[人体に及ぼす作用]の定期確

認・更新、更新時のSDS通知先通知

ラベル表示対象物の別容器での保管

時の内容物名称、危険性・有害性情報

の伝達

化学物質製造・取扱設備の改修等の

注文者が行うべき措置対象設備の拡大

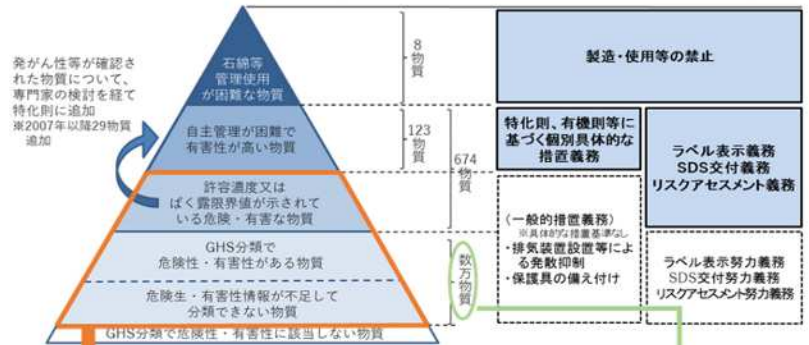
化学物質管理水準が一定以上と労働

局長が認定した場合の特別規制の適用

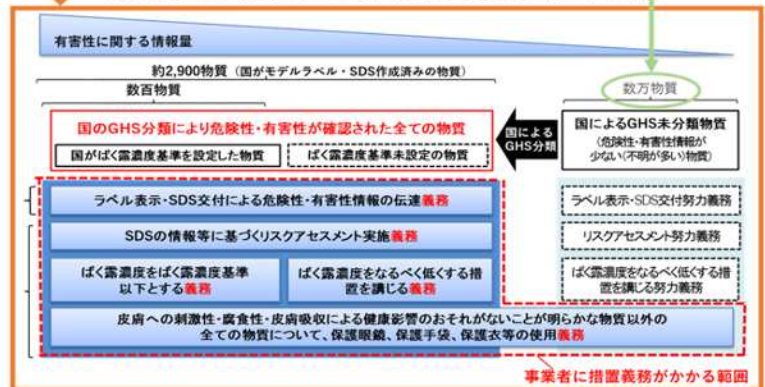
除外

作業環境測定やばく露防止対策等が適切な場合の該当化学物質に係る特殊健康診断の実施頻度の緩和

＜現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）＞



＜見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）＞



事業者措置義務がかかる範囲

《 「ひとつ上の安全衛生管理」セミナーでPDCAを学びませんか？ 》

現在取り組んでいる安全衛生活動にPDCA（計画、実施、評価、改善）を取り入れ、ひとつ上の安全衛生管理を行い、職場をこれまでも増して安全・健康で安心して働くことができる環境に進めていくための方法やその効果などをご紹介します。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

対象 中小規模事業場の経営者、管理者の皆さま（主に製造業）

日時 令和5年2月9日（木）14:00～16:00

場所 仙台市中小企業活性化センター

（仙台市青葉区中央 1-3-1 AER 6階）

申込などはこちらから

「ひとつ上の安全衛生管理」
セミナー



発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の2階です。）

お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366

労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483

労災補償、労働保険の加入・保険料は、0225-85-3484

気仙沼臨時窓口を設けており、こちらもご利用いただけます（9:00～16:00）

（気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2階（ハローワーク気仙沼と同じ建物）



宮城労働局
石巻署ページ

宮城労働局
メールマガジン



電話：0226-25-6921）